### 介護サービスをご利用の方へ

# 介護サービスで困ったら

# まずは相談を!

介護サービスの利用に不満や苦情があるときは、 まずは身近な窓口にご相談ください。 どこに相談したらいいのだろう?

ご相談・苦情等 の 秘密は厳守 します。



まずは、お近くの相談窓口へ // 介 護 サ ー ビ ス 苦 情 相 談 窓 口

サービス提供 事業所

担当の ケアマネジャー

市町村の介護 保険担当課 地域包括 支援センター

国保連合会

## 島取県国民健康保険団体連合会(國保連合会)

〒680-0061 鳥取県鳥取市立川町6丁目17

窓口専用電話 (0857) 20-2100

受付時間 午前9時~午後5時(土、日、祝日、年末年始を除く)

FAX (0857) 29-6115 ホームページ http://www.kokuho-tottori.or.jp/

## サービスを利用される上で、困っていること、苦情、

## トラブルなどがあるときは

#### まずは

1

サービス事業者に 相談しましょう

サービスを提供している事業者や介護保険施設に直接相談しましょう。事業者は、利用者からの苦情に迅速に対応し改善することが義 務づけられています。

2

ケアマネジャーに 相談しましょう サービスの連絡・調整を行っている介護支援事業所のケアマネジャーに相談します。ケアマネジャーは、利用者に代わって苦情内容を 事業者に伝え、対応策を検討します。

3 市町村の介護担当 課、包括支援センタ ーに相談しましょう

お住まいの市町村に相談します。市町村は、事業者に調査・指導・助言を行います。



4

国保連合会への 相談や苦情の 申し立て

市町村で解決するのが難しい場合や、特に利用者が希望をする場合は、国保連合会に相談や苦情申し立てをします。

#### 国保連合会での苦情処理の流れ

- ① 申し立て
- ② 受付·相談
- ③ 介護サービス苦情処理委員が調査の 必要性や内容について審査
- ④ 事務局で事業者等への調査
- ⑤ 介護サービス苦情処理委員会が改善 すべき事項を検討
- ⑥ 事業者等へ指導・助言
- ⑦ 申立人へ通知



#### 国保連合会に相談や苦情を申し立てる場合

- ① 相談や申し立てのできる人
  - ・利用者本人またはその代理人(家族等) ※原則として匿名での申し立てはできない
- ② 相談や苦情申立の対象となるもの
  - ○介護保険上の指定サービスであること
  - ○市町村で解決するのが困難な内容
  - ○相談や申立をされる人が国保連合会を 希望する場合
- ③ 申し立ての方法
  - ・原則として<mark>書面で申し立て</mark>を行う(相談は不要) ※「苦情申立書」と「同意書」に必要事項を記入
- ④ 苦情申立の対象とならないもの
  - ×すでに訴訟を起こしている内容
  - ×訴訟が予定されている内容
  - ×損害賠償などの責任の確定を求める内容
  - ×契約の法的有効性に関する内容
  - ×医学的判断に関する内容
  - ×要介護認定・介護保険料に関する内容